

熊本県  
ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理計画



平成18年3月制定  
平成27年3月変更  
平成29年4月変更  
令和4年6月変更

熊 本 県

## 目次

第1章 計画について	
第1節 PCB廃棄物について	1
第2節 計画の趣旨について	1
第3節 計画の見直しについて	3
第2章 熊本県におけるPCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み	5
第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理促進に関する事項	
第1節 PCB廃棄物の処理体制について	6
第2節 高濃度PCB廃棄物の処理促進について	6
1 適正保管等の指導	
2 収集運搬における安全対策	
3 高濃度PCB廃棄物処理に係る期限等	
第3節 低濃度PCB廃棄物の処理促進について	9
1 適正な保管等の指導	
2 収集運搬における安全対策	
3 低濃度PCB廃棄物処理に係る期限等	
第4節 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するための必要なその他の措置について	10
1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金	
2 PCB廃棄物の分解又は解体	
3 多量保管事業者の処理計画	
4 未届出のPCB廃棄物使用製品の掘り起こし	
5 PCB廃棄物に関する立入検査、研修会の実施等について	
6 関係機関等との協力体制	
第4章 その他	
第1節 PCB廃棄物の処理に係る保管及び処分の状況の公表について	12
第2節 PCBが使用された一般廃棄物の処理について	12
第3節 立地地元地方公共団体の理解について	12

## 第1章 計画について

### 第1節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い、沸点が高い、不燃性であるなどの性質を有する物質であり、熱媒体、変圧器及びコンデンサー用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い分野で使用され、我が国では、これまで、約59,000トンのPCBが生産され、このうち約54,000トンが国内で使用されました。

昭和41年以降、世界各地の魚類や鳥類の体内からPCBが検出されるなど、PCBによる汚染が地球全体にまで及んでいることが明らかになってきました。

また、福岡県、佐賀県を中心に、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が起き、その後、様々な生物や母乳等からも検出され、PCBによる汚染が問題となりました。

このような状況を踏まえ、昭和47年からは、PCBの新たな製造はなくなり、さらに、昭和48年10月に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づき、昭和49年6月からは、その製造、輸入等が事実上禁止となりました。

その後、変圧器及びコンデンサーを始めとしたPCB廃棄物について、その処理体制の整備が著しく停滞したため、長期にわたり処分がなされず、事業者において保管が行われ、処分のめどが立たないまま長期にわたる保管が継続してきました。

このような中、PCB廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の進行が懸念される状況となっています。

### 第2節 計画の趣旨について

このような状況において、PCBによる環境汚染を防止し、将来にわたって国民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）が制定され、国は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。当時は日本環境安全事業株式会社）を活用して高濃度PCB廃棄物（PCB特措法第2条第2項に規定する高濃度PCB廃棄物をいう。以下同じ。）の拠点的な広域処理施設の整備に着手し、熊本県の属する北九州事業エリアにおいては、地元自治体等の協力や地域住民の理解を得て、平成16年から北九州PCB処理事業所による処理が始まりました。

PCB廃棄物の早期の処理については、県民の理解が醸成されるとともに、その事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）、PCBを製造した者及びPCBが使用されている製品（以下「PCB使用製品」という。）を製造した者（以下「製造者等」という。）、国、都道府県及び市町村が、この問題を解決するという確固たる意思をもって、それぞれの責務を果たすこと

が求められます。

このため、熊本県では、P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年3月にP C B 特措法第7条の規定に基づき、同第6条に規定する「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）」に即し、「熊本県ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）」を策定し、国や、J E S C O、広域調整会議参加自治体と連携・協力し、効果的かつ計画的にP C B 廃棄物を処理しており、また、P C B 使用製品使用事業者に対するP C B 使用製品の使用中止要請及びP C B 廃棄物処理基金への拠出等により、P C B 廃棄物の早期処理の促進を図ってきました。

この結果、平成26年3月31日時点において、J E S C Oに登録されたトランス類は100%、コンデンサー類の96%、安定器等・汚染物80%の処理が完了したところです。

しかしながら、P C B 廃棄物が新たに発見される事例や、P C B 廃棄物の処理委託に消極的である保管事業者の存在、また、処理施設における作業者に係る安全対策や処理開始後に明らかとなった課題への対応のため、当初予定していた平成28年3月までの処理完了が困難な状況となったことから、国において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の2第1項に規定する基本方針に即して、平成26年6月に基本計画が変更され、保管事業者がJ E S C Oに対し処分委託を行う期限として、計画的処理完了期限が設けられ、この変更後の計画に記載する発生量に含まれない高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行う期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に事業終了準備期間が設けられました。計画的処理完了期限は、変圧器及びコンデンサーについては平成30年度末、安定器及び汚染物等については令和3年度末とされました。

平成27年3月に、この基本計画と熊本県が廃棄物処理法第5条の5に基づいて策定した「熊本県廃棄物処理計画」との整合を図る形で本計画を変更しました。

平成28年5月には、P C B 特措法が改正され、計画的処理完了期限よりも前の時点（同期限の1年前の日）で処分期間が設定され、報告徴収及び立入権限の強化、代執行等の規定が盛り込まれました。これにより、基本計画が変更されたことを受け、平成29年4月に本計画を変更しました。

令和元年12月に、P C B 濃度が5,000 mg/kgを超え、100,000 mg/kg程度の橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性の汚染物等について、廃棄物処理法第15条の4の4の規定による無害化処理認定制度の対象に追加されたことに伴い基本計画が改正されたこと、令和2年7月に廃棄物処理法施行規則が改正され、J E S C Oが廃棄物処理法第15条の2の5第1項の特例の対象となる産業廃棄物処理施設に加えられたことにより、一般廃棄物としてのP C B が使用された安定器の処理が可能となったこと及び令和4年5月に高濃度P C B 廃棄物にかかる処理体制の見直しが行われ、継続保管物の取扱いが変更されたことを踏まえ、本計画を変更します。

### 第3節 計画の見直しについて

本計画は、国が策定する基本計画の策定状況及び熊本県におけるPCB廃棄物の処理状況等を勘案して必要な見直しを行うこととします。

(参考) PCB廃棄物の種類

高濃度PCB廃棄物(廃油)	<ul style="list-style-type: none"><li>・PCB原液が廃棄物となったもの</li><li>・PCBを含む油が廃棄物となったもののうち、PCBの濃度が5,000 mg/kgを超えるもの</li></ul>
高濃度PCB汚染物	PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののうち、PCBを含む部分に含まれているPCBの濃度が(汚泥、紙くず、木くず又は廃プラスチック等の可燃物) 100,000 mg/kgを超えるもの、(金属くず、陶磁器くず又はがれき類等) 5,000 mg/kgを超えるもの
低濃度PCB廃棄物(廃油)	PCBを含む油が廃棄物となったもののうち、PCBの濃度が0.5 mg/kgを超え、5,000 mg/kg以下のもの
低濃度PCB汚染物	PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもののうち、PCBを含む部分に含まれているPCBの濃度が0.5 mg/kgを超え、(汚泥、紙くず、木くず又は廃プラスチック等の可燃物) 100,000 mg/kg以下のもの、(金属くず、陶磁器くず又はがれき類) 5,000 mg/kg以下のもの
低濃度PCB処理物	PCB廃棄物を処分するために処理したものであって、PCBの濃度が5,000 mg/kg以下のもの (廃油) 0.5 mg/kgを超えるもの、(廃酸又は廃アルカリ) 0.03 mg/lを超えるもの、(廃プラスチック類、金属くず又は陶磁器くず) 0.5 mg/kgを超えるPCBが付着し、又は封入されているもの、(上記以外) 0.003 mg/kgを超えるもの

## 第2章 熊本県におけるPCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

PCB特措法第8条の規定に基づき、保管事業者により届出のあった平成31年3月31日現在のPCB廃棄物の種類別の保管量、PCB使用製品の使用量（発生量）及び処分見込量は次表のとおりです。

種類	保管量 (A)	使用量 (B)	処分見込量 (D)=(A)+(B)
①変圧器（トランス）（台）	214	205	419
②コンデンサー(3kg以上)(台)	174	77	251
③コンデンサー(3kg未満)(台)	74	0	74
④柱上変圧器(柱上トランス)(台)	8	0	8
⑤安定器(個)	2,186	4,371	6,557
⑥PCBを含む油(kg)	765.04	0.00	765.04
⑦OFケーブル(kg)	0.00	0.00	0.00
⑧その他の機器(台)	196	186	382
⑨感圧複写機(kg)	0.00	0.00	0.00
⑩ウエス(kg)	179.33	0.00	179.33
⑪汚泥(kg)	3.00	0.00	3.00
⑫塗膜(kg)	0.00	0.00	0.00
⑬その他(kg)	8,735.99	28,646.00	37,381.99

※処分見込量は、熊本県に「保管中」又は「使用中」と届出がある個・台数です。今後、未届出のPCB廃棄物掘起し調査の進捗により変動する可能性があります。

## 第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理促進に関する事項

### 第1節 PCB廃棄物の処理体制について

国は、JESCOを活用して都道府県等と調整を行い、拠点的な広域処理施設の整備を進めてきました。平成13年11月、福岡県北九州市に西日本17県分のPCB廃棄物を処理する事業が、わが国で初めて認可されましたが、その後愛知県豊田市、東京都江東区地先、大阪府大阪市及び北海道室蘭市における事業が認可され、平成16年には47都道府県を対象とする広域処理施設（全国5か所）の整備体制が整いました。

廃棄物処理法で認められているPCB廃棄物の処理方法は、脱塩素化分解方式、水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、光分解方式、プラズマ分解方式及び熔融分解方式等がありますが、JESCO北九州PCB処理事業所の第1期の処理方法として脱塩素化分解方式が採用され、平成16年12月から北九州市で保管されているPCB廃棄物について本格的な処理が始まり、第2期の処理方法としてプラズマ熔融分解法が採用され、平成21年7月から安定器及び汚染物等の処理が始まりました。

なお、微量のPCBに汚染された柱上変圧器（柱上トランス）については、平成13年から電力会社が自社処理に取り組んでおり、これらのPCB廃棄物を含む低濃度PCB廃棄物（高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物をいう。以下同じ。）について、平成21年度から廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度による処理体制の確保が行われています。令和4年2月時点では、廃棄物処理法第15条の4の4第1項に基づく無害化処理認定を受けている事業者は33社となり、九州では3社が認定を受けています。

（環境省 HP「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設(<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>)」参照。）

### 第2節 高濃度PCB廃棄物の処理促進について

#### 1 適正保管等の指導

熊本県は、国及びJESCOと連携して高濃度PCB使用製品の使用事業者には速やかな使用の中止、高濃度PCB廃棄物の保管事業者には適正な保管、届出及び速やかな処理に係る必要な指導を行うこととします。

#### 2 収集運搬における安全対策

熊本県は、高濃度PCB廃棄物を保管事業所からJESCO北九州PCB処理事業所及びJESCO大阪PCB処理事業所まで収集運搬するに当たって、処理業者及び保管事業者に対して「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成23年8月改訂）」を遵守させるとともに、北九州市における輸送規制の周知徹底を図り、地元である北九州市の理解と協力を促すために必要な取組を積極的に推進することとします。

また、処理施設の能力に見合った収集運搬ができる体制とすることが重要である

ことから、J E S C O北九州P C B処理事業所への計画的な収集運搬、対象となるP C B廃棄物の種類、数量、運搬手段、運搬経路及び保管事業者に対する指導方針並びに緊急時の連絡体制について、十分な協議、調整を相互に行うこととします。

なお、北九州市における輸送規制については、「北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」によるものとします。

### 3 高濃度P C B廃棄物の処理に係る期限等

国は、日本全体のP C B廃棄物を一日でも早期に処理するため、平成26年6月に、J E S C Oの各事業所において、一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図るとともに、保管事業者がJ E S C Oに対し処分委託を行う期限としての計画的処理完了期限と、処理が容易ではない機器の処理及び事業終了のための準備を行うための期間として事業終了準備期間を設定し、さらに平成28年のP C B特措法の改正において、計画的処理完了期限を確実に達成するため、新たに処分期間を設定しました。

#### (1) 計画的処理完了期限

熊本県は北九州事業所のエリアに属し、県内の高濃度の変圧器・コンデンサーについては平成31年3月31日に、安定器及び汚染物等については令和4年3月31日に計画的処理完了期限が到来しましたが、処理体制の見直しを受け、当面の間、処理を継続することが可能となりました。

なお、地元地方公共団体が処理施設の事業終了までの期間延長の受入れを決断されたことに配慮し、この期限に関わらず、一日も早い処理に向けて保管事業者に対して高濃度P C B廃棄物の処理を指導することとします。また、その進捗については、関係機関が定期的集まる広域調整協議会等の場で共有しつつ管理することとします。

#### (2) 事業終了準備期間

事業終了準備期間（変圧器・コンデンサー：令和4年3月31日まで、安定器及び汚染物等：令和6年3月31日まで）は、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間等を考慮し設定されていることから、熊本県は、この趣旨に沿った委託処理を指導します。

さらに、この事業終了準備期間を設定した趣旨に鑑み、保管事業者に対しては速やかに必ず処理するよう指導することとします。

#### (3) 処分期間

計画的処理完了期限を確実に達成するため、それぞれの計画的処理完了期限の1年前の日を処分期間として設定されています。ただし、処分期間の末日から起算して1年を経過した日（以下、「特例処分期限日」という。）までに確実に処分委託する等の一定の要件に該当する保管事業者及び所有事業者にあたっては、高濃度P C B廃棄物の自ら処分、他人への処分委託又は高濃度P C B廃棄物使用製品の廃棄を、

処分期間に代えて特例処分期限日までに行わなければならないことから、熊本県は、特例処分期限日までに、県内の高濃度P C B廃棄物の全量処理を目指します。

### 第3節 低濃度PCB廃棄物の処理促進について

#### 1 適正な保管等の指導

熊本県は、国と連携して低濃度PCB使用製品の使用事業者には、早期の使用の中止、低濃度PCB廃棄物の保管事業者には、適正な保管、届出及び処理の促進に係る必要な指導を行うこととします。

##### (1) 低濃度PCB使用製品の使用事業者及び低濃度PCB廃棄物の保管事業者の責務

低濃度PCB使用製品の使用事業者は、その使用を終え、電気工作物を廃止した場合には、電気機器等を製造した者及び一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人日本電線工業会等の関係団体から提供されるPCB汚染の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該電気機器等を製造した者に対して、PCB汚染の可能性の有無について確認することとします。

併せて、当該電気機器等を製造した者からの情報により、当該電気機器等にPCB汚染の可能性がある場合には、速やかに絶縁油中のPCBの濃度を測定する等の適切な方法により、PCBによる汚染されているかどうかを確認することとします。

また、低濃度PCB廃棄物保管事業者は、自らが保管するPCB廃棄物について、廃棄物処理法及びPCB特措法の関係規定を順守し、期限までの処理を行うこととし、適正保管に努め、又その状況等の届出を適切に行います。

##### (2) 産業廃棄物処理業者の責務

電気機器等が廃棄物となったもの（以下「廃電気機器等」という。）を取り扱う産業廃棄物処理業者は、低濃度PCB廃棄物を誤って処分しないよう、国、熊本県及び電気機器等を製造した者から提供される情報に注意し、必要に応じ排出事業者に対してPCBにより汚染されているかどうかを確認することとします。

また、廃電気機器等がPCB廃棄物であると判明した時は、排出事業者に対し、当該PCB廃棄物の収集・運搬及び処分を許可業者に委託するよう働きかけることとします。

#### 2 収集運搬における安全対策

収集運搬に際し、「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(令和元年12月)」を遵守するよう指導します。

#### 3 低濃度PCB廃棄物処理に係る期限

熊本県内の低濃度PCB廃棄物について、令和9年3月31日までに全量処理を完了します。

## 第4節 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するためのその他の措置について

### 1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金

熊本県内の高濃度PCB廃棄物の保管事業者は中小企業者が多数を占めており、倒産・廃業等から適正保管及び適正処理が困難となる事態も僅かながら生じているうえ、高濃度PCB廃棄物の処理費用は通常の廃棄物に比べ相当高額とならざるを得ないため、処理費用の負担能力の小さい中小事業者等はその負担が困難となり、高濃度PCB廃棄物の処理推進に支障をきたすことが想定されます。

このため、平成13年度から平成30年度まで国及び都道府縣市等の拠出による基金（独立行政法人環境再生保全機構に設置）の造成を行い、現在に至るまで、中小企業者、常時使用する従業員の数が100人以下の法人、破産者（破産管財人）等に関する高濃度PCB廃棄物処理に係る費用負担を軽減していますが、熊本県は、引き続きこれを活用し、高濃度PCB廃棄物の早期処理を促進することとします。

### 2 PCB廃棄物の分解又は解体

熊本県は、PCB廃棄物の分解又は解体は、原則として認めないこととします。

ただし、大型機器であって保管場所からの搬出・運搬が困難である場合などは、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成23年8月改訂）」、「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（令和元年12月）」、「搬出困難な微量PCB汚染廃電気機器等の設置場所における解体・切断方法（平成27年1月）」に従い適正に行う場合は、この限りではありません。

なお、これらのガイドライン等が改訂された場合は、その改訂後のガイドライン等に従うこととします。

また、コンデンサー外付け型安定器については、コンデンサーの形状及び性状に変化が生じていない場合において、「PCBが使用された廃安定器の分解又は解体について（平成26年9月16日付け環廃産発第1409618号付け通知）」に明記された要件を遵守し、安定器から外付けのコンデンサーを取り外すことができる場合であって、かつ、高濃度のPCBを封入したコンデンサーと、そのPCBに汚染された可能性があるもののPCB濃度は低濃度であると考えられるコンデンサー以外の部分に分解又は解体できる場合に限り、その分解又は解体を認めることとします。

### 3 多量保管事業者の処理計画

高濃度PCB廃棄物である変圧器・コンデンサー類を30台以上、または、安定器類1.5トン以上を保管している事業者は、JESCOの受入条件及び受入計画と整合を図りつつ、搬入の量、搬入の時期及び搬入の方法その他計画的な処分に関する事項を定めた計画を速やかに策定することとし、当該計画に基づきPCB廃棄物の処理が完了するまでの間、計画的な搬入に努めることとします。

また、低濃度PCB使用製品を30台以上保管している事業者は、搬入の量、搬入の時期及び搬入の方法その他計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定し、当該計画に基づきPCB廃棄物の処理が完了するまでの間、計画的な搬入に努めることとします。

#### 4 未届出のPCB使用製品の掘り起こし

熊本県においては、高濃度PCB廃棄物は平成23年度から、低濃度PCB廃棄物は平成25年度から本格的に処理がなされているところですが、いまだに熊本県に対する届出のないPCB廃棄物及びPCB使用製品が確認されている実態があることから、熊本県は、未届出のPCB使用製品の掘り起こし調査を実施します。高濃度PCB廃棄物については、処分期間末日の半年前まで調査を完了したところであり、低濃度PCB廃棄物については、自ら処分又は処分を委託することとされている期間末日（令和9年3月31日）の半年前までに掘り起こし調査を完了し、県内にあるすべてのPCB廃棄物を把握のうえ、処理することを目標とします。

#### 5 PCB廃棄物に関する立入検査、研修会の実施等について

##### (1) 立入検査の実施

熊本県は、PCB特措法に基づく届出により、保管事業者のPCB廃棄物の保管の状態を把握するとともに、保管事業者及び収集運搬を行う者が収集運搬中の漏えい防止のために必要な措置を講じるよう指導することとし、必要に応じ立入検査を行うなど、指導監督に努めるものとします。

##### (2) 研修会の実施等

PCB廃棄物に関する意識向上、情報提供については、循環社会推進課で開催している産業廃棄物処理業者研修会及び産業廃棄物排出事業者研修会における説明、業界団体が主催する研修会等への講師派遣、3Rコーディネーターによる企業訪問における説明並びにホームページ等の各種媒体への掲載などを通して実施し、PCB廃棄物に関する意識の向上、情報提供を図り、適正処理を促すこととします。

また、県庁においても、継続的に研修会を開催することで職員の資質を向上させ、県有施設におけるPCB使用製品及びPCB廃棄物を確実に把握のうえ、適正に処理します。

#### 6 関係機関等との協力体制

熊本県は、国、熊本市、JESCO等の関係機関等と協力して、県民、保管事業者及び収集運搬業者等に対し、PCB廃棄物の処理に関する知識の普及及び意識の向上を図るとともに、関係機関等の間でPCB廃棄物に関する情報を共有できるように努めるものとします。

また、九州産業保安監督部、電気保安協会及び熊本県産業資源循環協会等とも緊密に連携し、自家用電気工作物設置者等に対してPCB廃棄物の適正処理を促します。

## 第4章 その他

### 第1節 PCB廃棄物の処理に係る保管及び処分の状況の公表について

熊本県は、PCB特措法第9条に基づく公表に際して、国の取組に準じて、地域のPCB廃棄物の保管及び処分の状況に関する情報を、地域住民その他の関係者に対して分かりやすく提示していくよう努めます。

### 第2節 PCBが使用された一般廃棄物の処理について

PCBが使用された安定器が事業活動において使用されていたとしても、その時点では廃棄されず、事業が廃止等された後も引き続き日常生活において使用され、その後廃棄されたものは一般廃棄物となり、処分するに当たっては、廃棄物処理法第6条の2第3項の規定により、市町村がJESCOへ委託することとなります。

また、一般家庭における家電製品のうち、テレビ、ルームクーラー及び電子レンジについては昭和47年まで、PCBを含むコンデンサーを使用して製造されたものがあり、これまでは、これらの家電製品の製造者によりPCBを使用した部品の取外し及び保管が行われてきたところです。

PCBの製造が禁止される昭和49年以前に製造された上記3機種の家電製品については、PCBを使用した部品を含む家電製品である可能性があるため、市町村は廃家電製品の処理に際しては、これまでどおり、当該家電製品の製造者に取外しを依頼するなど、PCBを使用した部品の取扱いに留意する必要がありますので、熊本県は、一般廃棄物としてのPCBが使用された安定器及び廃家電製品が適正に処理されるよう市町村に協力していくこととします。

### 第3節 立地地元地方公共団体の理解について

JESCO北九州PCB処理事業所の立地地元地方公共団体である北九州市は、70回以上、延べ1800名を超える市民説明、また、議会での幾重にもわたる議論を経て、国からのPCB廃棄物処理事業の拡大及び初期期限の延長を受け入れるという大変重い決断をされたところです。

熊本県は、こうした北九州市の重要な貢献を認識したうえで、地元の理解と協力のもとに成り立っていることを認識し、その理解・協力を促すための取組を積極的に推進することとします。

#### 参照HP

環境省 ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理 (<https://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (<https://www.jesconet.co.jp/>)

一般社団法人日本電機工業会 (<https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/index.html>)

一般社団法人日本照明工業会 (<https://www.jlma.or.jp/>)

北九州市\_北九州PCB処理事業 ([https://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03\\_0173.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03_0173.html))